

NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方 【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】

I ガイドラインの目的

- (1) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。）第2条第7項の規定に基づき、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社（以下「NTT東西」という。）は、地域電気通信業務等¹の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、実施基準の作成・届出・公表により、同社が地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務²その他の業務³（以下「活用業務」という。）を営むことができる。
- (2) NTT東西が実施基準に基づいて行う活用業務は、NTT法第2条第8項から第10項までの規定により、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」に限り営むことが認められているものであり、総務大臣は、NTT東西の実施基準がこの規定に適合しないと認められる場合には、同条第12項に基づき、実施基準の変更を命ずることができるほか、活用業務が実施基準の範囲内で営まれていると認められない場合には、同条第13項に基づき、NTT東西に対し、実施基準を遵守すべきことを命ずることができる。
- (3) 本ガイドラインは、以下の点について明確化することにより、行政判断の客觀性・透明性の向上を図るとともに、関係事業者等の予見可能性を高め、もって電気通信事業の公正な競争の確保等に資することを目的とするものである。
- ①活用業務として実施可能な業務、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方その他の活用業務に関するNTT法の運用方針
- ②実施基準に記載する事項
- ③実施状況報告として報告する事項

¹ 「等」とは、地域電気通信業務に附帯する業務（NTT法第2条第3項第2号）を指す。

² 活用業務に該当する電気通信業務には、NTT東西が目的業務区域を越えて電気通信役務の提供を行うことのほか、目的業務区域を越えて料金設定を行うことが含まれる。なお、活用業務がNTT東西のそれぞれの目的業務区域における電気通信業務と不可分一体のものとして提供されることとなる場合においては、これら業務を一体として捉えた上で確認を行う。

³ 「その他の業務」としては、例えば、顧客設備の保守等の受託、顧客ニーズにあった他社商品の販売等を想定しており、非電気通信に係る業務も含まれる。

II 活用業務として実施可能な業務

NTT法第2条第7項及び第9項では、NTT東西の活用業務は、次の3つの要件を満たすことが必要であるとされている。

1. 移動電気通信役務、ISP、その他省令で定める役務でないこと。
2. 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること
3. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

1. 移動電気通信役務、ISP、その他省令で定める役務でないこと。

ただし、移動電気通信役務のうち、ローカル5G、公衆無線LANについては、公正な競争の確保に支障があるとは認められないことから、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和60年郵政省令第23号。以下「NTT法施行規則」という。）第1条の2により、活用業務として実施可能である⁴。また、ISPとは、専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であり、ASP用等の特定サーバに接続するための通信経路として、インターネットを一時的に経由するものは含まれない。

また、NTT東西が放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第1号に規定する放送をいう）の業務を行うことについても、NTT法施行規則第2条の4により、認められない。

2. 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること

(1) 趣旨

NTT東西は、活用業務を営む場合には、特殊会社としての本来業務である地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であることを確保する必要がある。

(2) 「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」の内容

次のような場合には、届出に係る活用業務が「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない。

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営

⁴ この他、公正な競争の確保に支障がないと認められる移動電気通信役務についても、告示により実施可能とすることとしている。

資源⁵を過度に転用することにより、地域電気通信業務等に関する利用者サービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合

3. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること

(1) 趣旨

平成11年に実施されたNTT再編成において、NTT東西の業務範囲は地域電気通信業務等や目的達成業務に制限されることとされたが、これは、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を構造的に分離し、不当な内部相互補助の防止や接続ルールの公平な適用等を可能とすることにより、NTT東西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、もって公正な競争を確保しようとする趣旨によるものである。

平成13年のNTT法改正により、NTT東西が既存の経営資源を活用した新たな業務や、例えば県内／県間の区分のないインターネット時代に対応した低廉で多様なサービスといった技術革新による新しい技術的可能性の増大に対応した新たなサービスの提供を可能とすることで、高コスト構造の改善や利用者利便の向上に資することが期待されるといった観点から、業務範囲に関する規制は一部緩和され、NTT東西は、**総務大臣の認可により**、活用業務を営むことができることとされたが、この法改正後においても、NTT東西の業務範囲に関する規制が、公正な競争を確保する上で重要な要素であることに変わることろはない。

その後、平成23年に認可制から事前届出制となり、令和7年のNTT法改正により、IP化の進展に伴う県域業務規制の撤廃、活用業務の類型化に伴う手続きの簡素化・効率化（実施基準の作成と事後検証の実施）が行われたが、上記の考え方には変りはなく、NTT東西が活用業務を営む場合には、NTT再編成の趣旨が没却されることがないよう、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であることを確保する必要がある。

(2) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」の内容

次のような場合を始め、NTT東西が地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、活用業務に関する市場において公正な競争を歪めこととなるおそれがある場合⁶には、届出に係る活用業務が「電気通信事業の公正な競争の確保

⁵ NTT東西の地域電気通信業務等に関し、同社からの受託業務を主たる業務とする子会社等の経営資源についても、必要に応じて考慮する。

⁶ この他、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成18年5月公正取引委員会・総務省）においては、「電気通信事業法上問題となる行為」として、例えば、次のような行為を列挙している。

(1) 他の電気通信事業者との接続に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供する

に支障のない範囲内」で営まれるとは認められない。

- ① NTT東西が活用業務を営むに当たり、ボトルネック設備の保有や独占的業務の提供において獲得した顧客情報を用いる一方で、競争事業者が同様の業務を営む際にこれらをNTT東西と同等の条件で利用できることにより、活用業務に関する市場において競争事業者との競争上優位な立場に立つ場合
- ② 競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む場合に、その業務を妨害する反競争的行為を行う場合
- ③ 活用業務を営むに当たり、関連するISPやコンテンツ提供事業者、電気通信設備の製造業者等を不当に差別的に取り扱ったり、その業務に対し不当な規律、干渉を加える場合

III 実施基準の記載事項

(1) NTT東西は、活用業務を営もうとする場合には、**NTT法第2条第8項及び第9項並びにNTT法施行規則第2条の5及び第2条の6等**に基づき、当該業務の開始日の30日前までに、次の事項を記載した**実施基準を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない**⁷。

- ① 業務の概要
- ② 主な業務の実施方法
- ③ 業務の収支計画の方針
- ④ 所要資金の調達方針
- ⑤ 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- ⑥ 電気通信事業の公正な競争を確保するために講じる次の事項（別紙参照）
 - 1. ネットワークのオープン化
 - 2. ネットワーク情報の開示
 - 3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
 - 4. 営業面でのファイアーウォール
 - 5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）
 - 6. 関連事業者の公平な取扱い

(2) NTT東西は、(1)の**実施基準の作成**に当たっては、前述のⅡ「地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること」と「電気通信事業の公正な競

こと（第1の3(2)エ①）。

(2) 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること（第3の3(1)イ(7)g③）。

⁷ 既に届出を行った実施基準に含まれない内容を含む活用業務を開始する場合には、実施基準の変更又は新たな実施基準としての届出等が必要となる。

争の確保に支障のない範囲内であること」の考え方に基づき、①から⑥までについて記載すること。このうち、⑥については、(4)の考え方に基づき、別紙に掲げる6つの項目ごとに、公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置について記載すること。

(3) 上記の点を踏まえると、NTT東西は、少なくとも以下の類型毎に実施基準の記載を分ける必要がある⁸。

①業務区域外通信を含む通信サービス

②アプリケーションサービス等（いわゆる上位レイヤー系サービス）

③非電気通信の業務の実施

なお、非電気通信の業務の実施など、NTT東西のボトルネック設備に一切依存しない業務の類型については、その旨を明示した上で、「ネットワークのオープン化」及び「ネットワーク情報の開示」の記載を省略することができる。

(4) 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」において営まれることを確保するための措置についての考え方

「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」で活用業務が営まれることを確保するためには、NTT東西が活用業務を営むことにより、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度に応じた公正な競争を確保するために必要な措置を講じる必要がある。

このため、NTT東西は、次の考え方に基づき「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置」を実施基準に記載すること。

ア 「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度

地域通信市場において市場支配力を有するNTT東西が地域電気通信業務等についての業務範囲に係る制限を超えて新たな競争分野に進出するに当たり、十分な公正競争確保措置が講じられなければ、NTT東西の市場支配力が濫用されることによって「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の蓋然性は高いものとなる。

NTT東西が活用業務を営むことによってもたらされる「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ」の程度は、通常、地域通信市場における競争の進展状況や活用業務として営む具体的な業務の内容やその提供形態等

⁸ これらのほか、令和7年の電気通信事業法の改正等により、特定信書便事業に整理された電報についても、実施基準の記載を分けることが考えられる。

により異なることがあり得るものであり、次のような要素を考慮する**必要がある**。

① 地域通信市場における競争の進展状況⁹

一般に、地域通信市場における競争が進展した場合には、NTT東西が地域通信市場における市場支配力を活用業務に関する市場において濫用する可能性は低下すると考えられる。

他方、地域通信市場における競争が進展しているとは言い難い場合には、活用業務に関する市場において独占的な地位が濫用されるおそれが大きいと判断される。

こうした場合には、公正競争を確保するための措置が必要であり、それによって活用業務に関する市場において独占的地位が濫用されるおそれが生じないことを見極めた上で、NTT東西の活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる**必要がある**。

② ボトルネック設備（エッセンシャル・ファシリティ）との関連性

競争事業者がNTT東西の営む活用業務と同様の業務を営む上で、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が大きい場合には、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築されるネットワーク要素のオープン化の要請は高まることとなる。

このため、活用業務の提供形態におけるボトルネック設備との関連性等について考慮する**必要がある**。

③ 他の市場支配的な電気通信事業者との連携

市場支配的な電気通信事業者¹⁰であるNTT東西が、活用業務を営むに当たって他の市場支配的な電気通信事業者との連携¹¹を行う場合、その市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがある。

したがって、NTT東西の活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれることを確保するに当たっては、他の市場支配的な

⁹ 地域通信市場における競争の進展状況の評価に当たっては、総務省において平成15年度より実施している競争評価（市場検証）の結果を可能な限り活用する。ただし、地域通信市場として、その新規性等により市場が十分に形成されていないものについての評価を行う際には、活用業務に関する市場への影響が必ずしも明確ではないことから、特に慎重な評価を行う。

¹⁰ 「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち同法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

¹¹ NTT東西がNTTドコモと連携する場合のほか、NTT東西間において連携する場合が該当する。

電気通信事業者との連携の有無を考慮する必要がある。

イ 公正な競争を確保するために必要な措置

NTT東西が活用業務を営むに当たっては、NTT東西の地域通信市場における市場支配力が濫用されること等により、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」を超えることのないようにしなければならない。

そのためには、競争事業者とNTT東西との間において、接続条件の同等性や、顧客情報へのアクセスの同等性を確保することなど、競争事業者がNTT東西と同様の業務を営む上で重要な要素について、NTT東西と競争事業者の同等性を確保するために必要な措置を、NTT東西自身が講ずることが求められる。

この場合における同等性には、内容のみならず時期の同等性も含み得るものであり、競争事業者がNTT東西の活用業務と同種の業務を営む際に、NTT東西の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、NTT東西が当該業務を開始する時点までに、競争事業者がNTT東西と同等の条件で同種の業務の提供を開始できる環境が整備されていることを基本とする。その場合、競争事業者が同種の業務を開始するまでに十分な時間的余裕をもって試験を実施できるよう、所要の技術情報の開示や関連設備の使用許諾等が迅速かつ円滑に行われることが必要である。ただし、それによって、NTT東西の研究開発意欲を損ない、又は業務開始を不当に遅らせることのないよう留意する必要がある。

総務大臣は、**実施基準**において、「電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置」が十分かつ有効なものではないと認める場合には、NTT法第2条第12項に基づき、NTT東西に対し、これを変更することを命じることができる。また、NTT東西が、活用業務を営むに当たり、実施基準を遵守していないと認める場合には、電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれること等を確保するために必要な限度において、NTT法第2条第13項に基づき、NTT東西に対し、実施基準を遵守すべきことを命じることができる。

IV 実施状況報告の記載事項

(1) NTT東西は、**実施基準**に記載した各種措置が適切に講じられていることを確保するため、NTT法第2条第11項及びNTT法施行規則第2条の7等に基づき、次の事項について、毎事業年度、総務大臣に報告するとともに、**特定の者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害する等の理由**により公表することが困難であ

る事項を除き公表しなければならない。ただし、公表することが困難であると判断した事項については、その理由を具体的に示すこと。

- ① 当該年度に開始したサービスの概要
- ② ネットワークのオープン化
- ③ ネットワーク情報の開示
- ④ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
- ⑤ 営業面でのファイアーウォール
- ⑥ 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況
- ⑦ 関連事業者の公平な取扱い
- ⑧ サービス毎の契約数等の状況¹²

上記の他、サービス卸ガイドライン¹³に基づき、「サービス卸の提供に係る適正性・公平性・一定の透明性の確保」についても記載する必要がある。

V 総務省による検証等

- (1) 総務省は、活用業務に関する市場において、継続的に公正な競争が確保されているか否かについて、NTT東西が上記IVに基づき行う公正な競争を確保するためには必要な措置の実施状況や活用業務の収支状況等の報告等を踏まえつつ、検証する。
- (2) 具体的には、市場検証委員会¹⁴の意見を聞きながら、NTT東西が公正競争を確保するために実施基準において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。
- (3) 検証の結果、NTT東西において、実施基準において講ずることとした措置が十分に確保されていない場合や、届出後の社会的経済的事情の変化により、当該措置のみでは公正な競争を確保するために十分でないと認められるに至った場合には、NTT法又は電気通信事業法（「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を含む。）に基づき、所要の措置を講ずる。

なお、当該措置のうち、その役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

¹² 非電気通信の業務でサービス利用者に係る契約数等の把握が困難なものその他特別な事情があるものについては、記載を省略することができる。

¹³ NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン（平成27年2月策定）

¹⁴ 情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会市場検証委員会

(4) この他、競争事業者等から、活用業務が地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれないことについての指摘や事例の提示がなされ、現に当該活用業務が当該範囲内で営まないと認められる場合には、総務大臣は、(3)と同様に、所要の措置を講ずるものとする。

(5) また、本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、NTT東西が活用業務を営むに当たり、公正競争確保上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、市場環境の変化に伴い、NTT東西が講ずべき措置についても変化していくことが考えられる。

このため、総務省においては、市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする¹⁵が、その際はパブリック・コメントを招請することとする。

VI その他

本ガイドラインは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条に基づく施行の日から運用することとする。

¹⁵ 必要に応じ、本ガイドラインの見直しと併せ、総務省において NTT 法第 15 条第 2 項に基づき NTT 東西に対し必要な命令をする。

NTT東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講すべき措置

1 ネットワークのオープン化

NTT東西が活用業務を営むために構築する新たなネットワーク設備又は機能について、当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されている場合においては接続ルールに従ったオープン化を行うとともに、接続ルールでカバーされていない場合であっても、競争事業者が同様の業務を営むために当該設備又は機能が必要不可欠であると認められる場合には、競争事業者との同等性を確保するため、当該設備又は機能について、接続等の迅速性、公平性を確保すること。

具体的には、当該設備を自ら構築する場合において、その時点で当該設備が第一種指定電気通信設備に指定されていない場合や当該機能をアンバンドル化することが義務付けられていない場合であっても、NTT東西は、機能のアンバンドル化、適正な原価に基づき算定された接続料の設定、コロケーションに必要な場所等の提供といった措置を講ずること。

なお、NTT東西が活用業務を営むために**目的業務区域外**のネットワーク設備等を他の電気通信事業者から調達する場合においては、接続事業者の選定を含む当該調達手続の透明性・公平性を確保すること。

さらに、活用業務を営むに当たり、NTT東西が既に構築した第一種指定電気通信設備に係る接続約款の変更を予定している場合には、当該変更の概要を作成し、開示すること。

2 ネットワーク情報の開示

NTT東西は、NTT東西の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者にとって必要不可欠なハード（端末設備を含む。）又はソフトの技術的要件について、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、その技術的インターフェース等のネットワークに関する情報を迅速かつ合理的な価格（又は無償）で提供すること。

また、競争事業者のサービス提供に影響を及ぼし得るネットワークの変更を行う場合には、当該変更に先立ち、そのネットワーク情報を事前に開示すること。

その際、開示すべき情報の内容、時期及び方法については、接続約款における技術的条件の記載や網機能計画の届出に準じて行うこと。

3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

NTT東西は、NTT東西の活用業務と同様の業務を営む又は営もうとする競争事業者が、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報を、NTT東西が活用業務を営む場合と同等の条件で迅速かつ合理的な価格により入手、利用することを可能とすること。

この際、NTT東西が保有している又は新たに構築するOSS（オペレーション・サポート・システム）を活用業務に利用することとなる場合であって、競争事業者が同様の業務を営むために当該OSSの利用が必要不可欠である場合には、自らが利用する場合と同等の条件で競争事業者が当該OSSを利用可能とすること。

4 営業面でのファイアーウォール

NTT東西は、独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報や、接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を、活用業務に関する市場において用いる可能性がある。このため、競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む際に、当該情報をNTT東西と同等の条件で利用できないこと又はNTT東西が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより、公正な競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保すること。

例えば、加入電話やINS64といった独占的業務において獲得した顧客情報について、電話帳に記載されているため他の電気通信事業者も利用可能である等、相当な理由があるときを除き、これを活用業務に関する営業活動に用いる等、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずること。

また、活用業務と既存のサービスのバンドルサービスの提供を行う際は、公正競争を阻害するおそれが生じないための十分な措置を講ずること。

なお、NTT東西が活用業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもフ

アイアーオールが確保されることを実効的に担保すること。

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

NTT東西は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、NTT東西が活用業務に係る営業活動等¹⁶を子会社等に委託する場合にあっては、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

6 関連事業者の公平な取扱い

活用業務を営むに当たり、NTT東西が資本関係や自己のサービスの利用の有無等を理由に特定の事業者のみを不当に有利に又は不利に取り扱うことのないよう、NTT東西において、コンテンツ提供事業者やISP事業者その他の電気通信事業者等との提携条件等を公表する等、関連する事業者の取扱いに関する公平性を確保し、透明性を高めること。

また、NTT東西が、活用業務を営むに当たり、他の市場支配的な電気通信事業者との連携によりサービスを提供することを予定している場合においては、当該連携の概要について明らかにするとともに、他の市場支配的な電気通信事業者とは別個の設備を構築すること、排他的な共同営業を行わないこと、当該連携に係る技術的条件に関する取決めが競争事業者との相互接続に支障を及ぼすものとはならないことを確保すること等、競争事業者との実質的な公平性を確保するための措置を講ずること。

¹⁶ 「等」には、保守・工事が含まれる。

さらに、競争事業者がNTT東西の活用業務と同種の業務を営む際に、NTT東西の保有する設備等の使用が必要不可欠である場合においては、NTT東西は、事前の情報開示等により活用業務を開始する時点までに競争事業者がNTT東西と同等の条件で同種の業務の提供が可能となるような環境を整備するための措置を講ずること、番号ポータビリティについて競争事業者と同等の仕組みを活用すること、NTT東西の局舎内におけるコロケーションについて第一種指定電気通信設備に指定されていない設備の設置に際し競争事業者と同等の手続を経ること等、競争事業者との間における同等性を確保するための措置を講ずること。